

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. /
<div data-bbox="402 768 1278 1350" style="border: 1px solid black; padding: 20px;"><p>領 収 証</p><p><u>市民連合</u> 様</p><p>¥ <u>25,028</u></p><p>但、4月分交通費として上記正に領収いたしました。</p><p>令和 4 年 4 月 21日</p><div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div></div>		
会派（4月） 会派雇用職員交通費（4月分）		1枚 ¥25,028

4/21

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 二
----	-----	-------

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 4 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省管 取扱庁番号 00064743 取扱庁名 厚生労働省年金局(広島県)



納付目的
令和 4年
4月分

納付期限
令和 4年
5月31日
5月20日

健康助定
健康保険料
22287円

厚生年金助定
厚生年金保険料
34770円

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て拠出金
684円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 4年度

事業所整理記号 77ヒモク
事業所番号 01838
うち証券受領 円
収納機四番号 00500
納付番号
確認番号

証券受領
全部 一部

合計額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 5 7 7 4 1

内閣府及び厚生労働省管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島県 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
赤字の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34
広島市議会 市民連合
2643 77-ヒモク 01838 090404

様

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)

(納付者渡し)

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,741のうち事業主負担分¥29,212を支出

会派(4月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(4月分)

1枚 ¥29,212

5/26

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 3
<div data-bbox="375 728 1252 1310" style="border: 1px solid black; padding: 20px;"><p>領 収 証</p><p>市民連合様</p><p>¥ 25,028</p><p>但、5月分交通費として上記正に領収いたしました。</p><p>令和4年5月20日</p><div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div></div>		
会派（5月） 会派雇用職員交通費（5月分）		1枚 ¥25,028

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No.	4
----	-----	-----	---

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱庁名
 4 0343 6375 00064743 厚生労働省年金局(広島東)



首付目的
令和 4年

首付月
5月分

首付限
令和 4年

健康勤定	健康保険料	22287円
------	-------	--------

厚生年金勤定	厚生年金保険料	34770円
--------	---------	--------

子ども・子育て支援勤定	子ども・子育て拠出金	684円
-------------	------------	------

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 4年度

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
77ヒモク	01838	円
収納機関番号	納付番号	確認番号
00500		

証券受領
全部 一部

合計額												
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
							¥	5	7	7	4	1

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
 歳入徴収官
 厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市中区 国泰寺町
 1-6-34
 広島市議会 市民連合
 2643 77-ヒモク 01838 090405

様

上記の合計額を領収しました。
 (領収日付等)
 出②納
 4. 6. 30
 広島銀行
 (納付済印)

※金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
 ※この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,741のうち事業主負担分¥29,212を支出

会派(5月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(5月分)

1枚 ¥29,212

6/23

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 5
----	-----	-------

<p>領 収 証</p> <p><u>市民連合</u> 様</p> <p>¥ <u>25,028</u></p> <p>但、6月分交通費として上記正に領収いたしました。</p> <p>令和 4 年 6 月 21 日</p> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>
--

会派（6月） 会派雇用職員交通費（6月分）

1枚 ¥25,028

6/21

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No.	6
----	-----	-----	---

納入告知書 納付書*領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱庁名

4 0343 6375 00064743 厚生労働省年金局(広島東)



納付目的年 令和 4年 6月分
納付期限 令和 4年 8月 1日
右記のとおり納付してください。
令和 4年 7月 21日

健康勘定 健康保険料 22287 円	厚生年金勘定 厚生年金保険料 34770 円	子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金 684 円
--------------------------	------------------------------	------------------------------------

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 4年度

事業所整理記号 77ヒモク
事業所番号 01838
うち証券受領 円

収納機関番号 00500
納付番号
確認番号

証券受領
全部 一部

合 計 額			
千	百	十	円
5	7	7	41

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
并済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34
広島市議会 市民連合
2643 77-ヒモク 01838 090406
様

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)
4. 7. 28
広島銀行
(納付者捺印)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,741のうち事業主負担分¥29,212を支出

会派(6月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(6月分)

1枚 ¥29,212

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 7
----	-----	-------

領 収 証

市民連合 様

¥ 25,028

但、7月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和 4 年 7 月 21 日

[Redacted Signature]

会派（7月） 会派雇用職員交通費（7月分）	1枚 ¥25,028
-----------------------	------------

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 8

納付書・領収証書

(労働保険) (国庫金)

※取扱庁名 **広島労働局** ※取扱庁番号 **00075541** 徴収勘定 **0847** 厚生労働省 **6118** ※令和 **04** 年度

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝 番号	※CD	※証券受領
34101				000	8	全部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9) 元号 年 月 日
 ※課定年度(元号:令和は9) 元号 年 月 日

内 訳	労働 保険料	+ 億 千 百 十 万 千 百 十 円	3 9 7 4 5
	一 般 拠出金	+ 億 千 百 十 万 千 百 十 円	5 4
納付額 (合計額)		+ 億 千 百 十 万 千 百 十 円	7 3 9 7 9 9

納付の目的

1. 令和 年 月 日 (全期又は1期)

2. 令和 年 月 日 (年度確定)

※収納区分

※認決区分

※内証券受領

(住所) 〒730-0042 広島市中区国泰寺町1-6-34

(氏名) 広島市議会 市民連合 太田 憲二 殿

08-ED12980 AA1A34RD19690# 34101-000 0019690 E

あて先 〒730-8538 広島市中区三丁目番5-30 広島合同庁舎第2号館 広島労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。
領収日付等

出納

4.7.1

広島銀行

(納付者様へ)

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

会派(7月) 労働保険料¥39,799のうち、雇用主負担分¥28,842のみ支出

1枚 ¥28,842

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 9
----	-----	-------

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 4 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省 6375 取扱庁番号 00064743 取扱庁名 厚生労働省年金局(広島東)



納付目的年 令和 4年 7月分
納付期限 令和 4年 8月31日
右記のとおり納付してください。
8月19日

健康助定 健康保険料 42462 円	厚生年金助定 厚生年金保険料 66246 円	子ども・子育て支援助定 子ども・子育て拠出金 1303 円
--------------------------	------------------------------	-------------------------------------

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども子育て拠出金
令和 4年度

事業所整理記号 77ヒモク	事業所番号 01838	うち証券受領 円
収納機関番号 00500	納付番号	確認番号

証券受領
全部 一部

合計額											
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	1	1	0	0	1	1	

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
広島東 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34
広島市議会 市民連合
2643 77-ヒモク 01838 090407

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)
出納
4. 8. 31
広島銀行
納付済

日本年金機構の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥110,011のうち事業主負担分¥55,657を支出

会派(8月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(7月分・賞与分)

1枚 ¥55,657

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 10
----	-----	--------


領 収 証

市民連合 様

¥ 25,028

但、8月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和 4 年 8 月 19 日



会派（8月） 会派雇用職員交通費（8月分）

1枚 ¥25,028

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No.	//
----	-----	-----	----

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省 取扱庁番号 取扱庁名
 4 0343 6375 00064743 厚生労働省年金局(広島東)



納付の月 令和 4年 8月分
 納付期限 令和 4年 9月30日 右記のとおり納付してください。
 令和 4年 9月20日

健康勤定 健康保険料 22287円	厚生年金勤定 厚生年金保険料 34770円	子ども・子育て支援勤定 子ども・子育て奨励金 684円
-------------------------	-----------------------------	-----------------------------------

納付目的
 健康保険料
 厚生年金保険料
 子ども・子育て奨励金
 令和 4年度

事業所整理記号 77ヒモク
 事業所番号 01838
 うち証券受領 円
 収納機関番号 00500
 納付番号
 確認番号

証券受領
 全部 一部

合計額			
千	百	十	円
0	5	7	741

内閣府及び厚生労働省所管
 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、兼入代理店又は日本年金機構
 広島東 年金事務所
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
 歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町
 1-6-34
 広島市議会 市民連合 様
 2643 77-ヒモク 01838 090408

上記の合計額を領収しました。
 (領収日付電)
 出納 4.9.30
 広島銀行
 広島東支店
 (納付者蓋)

F金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,741のうち事業主負担分¥29,212を支出

会派(8月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(8月分)

1枚 ¥29,212

9/27

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 12
<div data-bbox="391 745 1267 1328" style="border: 1px solid black; padding: 20px;"><p>領 収 証</p><p><u>市民連合</u> 様</p><p>¥ <u>25,028</u></p><p>但、9月分交通費として上記正に領収いたしました。</p><p>令和 4 年 9 月 21 日</p><div style="background-color: black; width: 150px; height: 30px; margin-left: auto;"></div></div>		
会派（9月） 会派雇用職員交通費（9月分）		1枚 ¥25,028

9/21

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 13

納入告知書 納付書 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱庁名
 4 0343 6375 00064743 厚生労働省年金局(広島東)



納付の月 令和 4年 9月分
 納付期限 令和 4年 10月31日 右記のとおり納付してください。
 令和 4年 11月20日

健康助定 健康保険料 22287 円	厚生年金助定 厚生年金保険料 34770 円	子ども・子育て支援助定 子ども・子育て拠出金 684 円
--------------------------	------------------------------	------------------------------------

納付目的
 健康保険料
 厚生年金保険料
 子ども・子育て拠出金
 令和 4年度

事業所整理記号 77ヒモク	事業所番号 01838	うち証券受領 円
収納機関番号 00500	納付番号	確認番号

証券受領
 全部 一部

合計額												
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
							¥	5	7	7	4	1

内閣府及び厚生労働省所管
 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
 歳入徴収官
 厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町
 1-6-34
 広島市議会 市民連合
 2643 77-ヒモク 01838 090409

様

上記の合計額を領収しました。
 (領収日付等)
 出⑰納
 4.10.31
 広島銀行
 (印) (銀行印)

F-金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,741のうち事業主負担分¥29,212を支出

会派(9月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(9月分)

1枚 ¥29,212

10/26

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 14
----	-----	--------


領 収 証

市民連合 様

¥ 25,028

但、10月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和4年10月21日



会派(10月) 会派雇用職員交通費(10月分)	1枚 ¥25,028
-------------------------	------------

10/21

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 15
----	-----	--------

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 4 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省 取扱庁番号 00064743 取扱庁名 厚生労働省年金局(広島東)



前付年月 令和 4年

10月分

納付期限 令和 4年

11月30日

右記のとおり納付してください。

健康助定
健康保険料
22287円

厚生年金助定
厚生年金保険料
34770円

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て拠出金
684円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 4年度

事業所整理記号 77ヒモク 事業所番号 01838 うち証券受領 円
収納機関番号 00500 納付番号 確認番号

証券受領
全部 一部

合計額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 5 7 7 4 1

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、兼入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所
延滞金の計算方法 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
(健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34

広島市議会 市民連合
2643 77-ヒモク 01838 090410

様

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)
出⑮納
4. 11. 30
広島銀行
広島東支店
(納付者済)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,741のうち事業主負担分¥29,212を支出


会派(10月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(10月分)

1枚 ¥29,212

11/15

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 16
----	-----	--------

<p>領 収 証</p> <p><u>市民連合 様</u></p> <p>¥ <u>26,163</u></p> <p>但、11月分交通費として上記正に領収いたしました。</p> <p>令和4年11月21日</p> 
--

会派（11月） 会派雇用職員交通費（11月分）

1枚 ¥26,163

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 17
----	-----	--------

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度	年金特別会計	内閣府及び厚生労働省	取扱庁番号	取扱庁名
4	0343	6375	00064743	厚生労働省年金局(広島東)



納付期
令和 4年 11月分

納付期
令和 5年 1月 4日

健康勤定	健康保険料	22287円
------	-------	--------

厚生年金勤定	厚生年金保険料	34770円
--------	---------	--------

子ども・子育て支援勤定	子ども・子育て拠出金	684円
-------------	------------	------

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 4年度

業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
77ヒモク	01838	円
収納機関番号	納付番号	確認番号
00500		

証券受領
全部 一部

合計額												
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
							¥	5	7	7	4	1

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

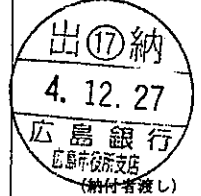
730-0042 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34

広島市議会 市民連合
2643 77-ヒモク 01838 090411

様

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)



年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入


¥57,741のうち事業主負担分¥29,212を支出

会派(11月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(11月分)

1枚 ¥29,212

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 18
----	-----	--------

<p>領 収 証</p> <p><u>市民連合 様</u></p> <p>¥ <u>26,163</u></p> <p>但、12月分交通費として上記正に領収いたしました。</p> <p>令和4年12月21日</p> 
--

会派（12月） 会派雇用職員交通費（12月分）

1枚 ¥26,163

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 19
----	-----	--------

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱庁名

4 0343 6375 00064743 厚生労働省年金局(広島東)



納付の年 令和 4年

納付の月 12月分

納付の日 令和 5年 1月31日

健康助定	健康保険料	42462 円
------	-------	---------

厚生年金助定	厚生年金保険料	66246 円
--------	---------	---------

子ども・子育て支援助定	子ども・子育て拠出金	1303 円
-------------	------------	--------

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 4年度

事業所整理記号 77ヒモク
事業所番号 01838
うち証券受領 円

収納機関番号 00500
納付番号
確認番号

証券受領
全部 一部

合計額			
千	百	十	圓
1	1	0	011

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、蔵入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
蔵入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34
広島市議会 市民連合
2643 77-ヒモク 01838 090412
様

上記の合計額を領収しました。
(領収書付等)
出納 5. 1. 31
広島銀行
広島市役所支店
(納付者渡し)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥110,011のうち事業主負担分¥55,657を支出

会派(12月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(12月分・賞与分)

1枚 ¥55,657

1/11

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 20
----	-----	--------

領 収 証

市民連合 様

¥ 26,163

但、1月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和 5 年 1 月 20 日

会派 (1月) 会派雇用職員交通費 (1月分)	1枚 ¥26,163
-------------------------	------------

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 2/
----	-----	--------

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 4 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱庁番号 00064743 取扱庁名 厚生労働省年金局(広島東)



納付年月 令和 5年 1月分

納付期限 令和 5年 2月28日

健康勤定 健康保険料 22287円	厚生年金勤定 厚生年金保険料 34770円	子ども・子育て支援勤定 子ども・子育て拠出金 684円
-------------------------	-----------------------------	-----------------------------------

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 4年度

事業所整理記号 77ヒモク	事業所番号 01838	うち証券受領 円
収納機関番号 00500	納付番号	確認番号

証券受領
全部 一部

合計額			
千	百	十	円
5	7	7	41

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34

広島市議会 市民連合
2643 77-ヒモク 01838 090501

様

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)



*金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,741のうち事業主負担分¥29,212を支出

会派(1月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(1月分)

1枚 ¥29,212

2/21

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 22
<div data-bbox="392 734 1273 1317" style="border: 1px solid black; padding: 20px;"><p>領 収 証</p><p>市民連合 様</p><p>¥ 26,163</p><p>但、2月分交通費として上記正に領収いたしました。</p><p>令和 5 年 2 月 21 日</p><div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px; margin-left: auto;"></div></div>		
会派（2月） 会派雇用職員交通費（2月分）		1枚 ¥26,163

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 23
----	-----	--------

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 4 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省 6375 取扱庁番号 00064743 取扱庁名 厚生労働省年金局(広島東)



前付目的月 令和 5年 2月分

前期限 令和 5年 3月31日

健康勘定	健康保険料	22287 円
------	-------	---------

厚生年金勘定	厚生年金保険料	34770 円
--------	---------	---------

子ども・子育て支援勘定	子ども・子育て拠出金	684 円
-------------	------------	-------

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 4年度

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
77ヒモク	01838	円
収納機関番号	納付番号	確認番号
00500		

証券受領
全部 一部

合計額	
千	百
十	千
百	十
万	千
百	十
円	百
¥ 5 7 7 4 1	

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所
延滞金の計算方法
期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
(健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34
広島市議会 市民連合
2643 77-ヒモク 01838 090502
様

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)
出納
5. 3. 30
広島銀行
広島東支店
(納付書渡し)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,741のうち事業主負担分¥29,212を支出

会派(2月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(2月分)

1枚 ¥29,212

政務活動費領収書等添付用紙

費目

人件費

No.

24

領 収 証

市民連合 様

¥ 26,163

但、3月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和 5 年 3 月 21 日



会派（3月） 会派雇用職員交通費（3月分）

1枚 ¥26,163

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 25
----	-----	--------

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省 取扱庁番号 取扱庁名
 5 0343 6375 00064743 厚生労働省年金局(広島東)



1 目的月 令和 5年 3月分
 1 期限 令和 5年 4月19日

健康助定 健康保険料 30171 円	厚生年金助定 厚生年金保険料 47031 円	子ども・子育て支援助定 子ども・子育て拠出金 925 円
--------------------------	------------------------------	------------------------------------

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 5年度

事業所整理記号 77ヒモク	事業所番号 01838	うち証券受領 円
収納機関番号 00500	納付番号	確認番号

証券受領
全部 一部

合計額											
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
							7	8	1	2	7

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
 広島東 年金事務所
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
 歳入徴収官
 厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町
 1-6-34
 広島市議会 市民連合
 2643 77-ヒモク 01838 090503 様

上記の合計額を領収しました。
 (領収日付等)
 出⑮納
 5. 4. 25
 広島銀行
 (納付書発行)

金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
 の納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥78,127のうち事業主負担分¥39,525を支出

会派(3月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(3月分・賞与分)

1枚 ¥39,525

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 26
----	-----	--------

アルバイト給与明細書 兼 領収書

2023 年 1 月分

様

勤務日数	日	
勤務時間	36 時間	
時給	930 円	
残業勤務時間	0 時間	
残業時給	0 円	
支給金額	円	
	円	
	円	
	通勤費	円
	合計	33,480 円
控除金額	住民税	円
	所得税	円
	厚生年金	円
	健康保険	円
	雇用保険	円
	円	
	円	
合計	0 円	
差引支給金額	33,480 円	

受領	2023 年 2 月 10 日
----	-----------------

アルバイト給与明細書 兼 領収書

2023 年 2 月分

様

勤務日数	日	
勤務時間	60 時間	
時給	930 円	
残業勤務時間	0 時間	
残業時給	0 円	
支給金額	円	
	円	
	円	
	通勤費	0 円
	合計	55,800 円
控除金額	住民税	円
	所得税	円
	厚生年金	円
	健康保険	円
	雇用保険	円
	円	
	円	
合計	0 円	
差引支給金額	55,800 円	

受領	2023 年 3 月 10 日
----	-----------------

※事務作業 資料作成

山下議員 (3月) 事務所職員給与 (2023.1月・2月分) 等89,280 按分 1/2

2枚 等44,640

政務活動費領収書等添付用紙

費目

人件費

No. 27

アルバイト給与明細書 兼 領収書

2023 年 3 月分

様

勤務日数	日	
勤務時間	70 時間	
時給	930 円	
残業勤務時間	0 時間	
残業時給	0 円	
支給金額	円	
	円	
	円	
	通勤費	円
	合計	65,100 円
控除金額	住民税	円
	所得税	円
	厚生年金	円
	健康保険	円
	雇用保険	円
	円	円
	円	円
合計	0 円	
差引支給金額	65,100 円	

受領

25 年 4 月 14 日

※ 事務作業, 資料作成

山下議員 (3 月) 事務所職員給与 (2023. 3 月分) ¥65,100 按分 1/2

1 枚 ¥32,550